

(LC6) 技術評価委員会規則

平成13年9月22日	制 定
平成20年3月19日	一部改正
平成21年7月17日	〃
平成23年11月18日	〃

(目的)

第1条 技術評価委員会（以下「委員会」という。）は土木学会が実施する技術評価制度において、評価を依頼された技術（以下「評価対象技術」という。）を評価することを目的とする。

(活動)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- (1) 評価対象技術について技術評価実施の可否を判断する受付審査の実施
- (2) 評価対象技術に対する技術評価の実施
- (3) 評価対象技術の技術評価結果の取りまとめ
- (4) 評価対象技術の技術評価結果の技術評価制度検討委員会への報告
- (5) その他、技術評価に関する業務

(構成)

第3条 委員会は、委員長（1名）、委員（数名）を含む5名程度で構成する。

2 役職者の業務は、次のとおりとする。

- (1) 委員長は、委員会を代表し、委員会業務を総括する。
- (2) 委員は、委員会業務を遂行する。

3 小委員会等の設置は、土木学会委員会規程第6条（小委員会等）による。

(委員長・委員等の選出方法と任期)

第4条 委員長・委員等の選出方法と任期は次のとおりとする。

- (1) 委員長および委員は、評価対象技術に関わる分野において学識経験を有する専門家とする。
- (2) 委員長は機構長が推薦し、機構担当理事が選任し、理事会の承認を得て会長が委嘱する。
- (3) 委員は、委員長と機構長の推薦により、機構担当理事が選任し、会長が委嘱する。
- (4) 委員の任期の区切りは、評価対象技術の技術評価結果が理事会へ報告され、了承された日までとする。

(運営)

第5条 委員会は、委員長が招集して開催する。また、委員長は、必要に応じて文書をもって委員の意見を徴収し、委員会の開催に代えることができる。

(事務局)

第6条 委員会の担当事務局は、技術推進機構（技術推進部）とする。

(規則の変更)

第7条 この規則の変更は、理事会において行う。

附則（平成13年9月22日 理事会議決） この内規は、平成13年9月22日から施行する。

附則（平成20年3月19日 理事会議決） この内規は、平成20年3月19日から施行する。

附則（平成21年7月17日 理事会議決） この内規は、平成21年7月17日から施行する。

附則（平成23年11月18日 理事会議決） 内規から規則に変更し、平成23年11月18日から施行する。